

○茨城県立医療大学学生部長選考規程

〔平成7年4月6日〕
医療大訓第19号

改正 平成16年3月17日

改正 平成16年7月21日

改正 平成28年6月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第3条及び第7条第1項並びに茨城県立医療大学学則(平成6年茨城県規則第108号)第9条第10項の規定により、茨城県立医療大学生部長(以下「学生部長」という。)の選考及び任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の機関)

第2条 学生部長候補者の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学生部長候補者の選考を行う。

- (1) 学生部長の任期が満了するとき。
- (2) 学生部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学生部長が欠員になったとき。

2 学生部長の選考は、原則として、前項第1号の場合は任期満了日の日の30日前までに、同項第2号及び第3号の場合はすみやかに行うものとする。

(学生部長候補者の資格)

第4条 学生部長候補者は、本学の専任教授又はその予定者(教授会の議を経た者に限る。)でなければならない。

(教授会の意見)

第5条 学長は、学生部長候補者の選定に当たっては、教授会の意見を聞くことができる。

(知事への申し出)

第6条 学長は、第3条の規定により学生部長候補者を選考した場合は、知事に申し出なければならない。

2 前項の申し出により、知事は学生部長を任命する。

(任期)

第7条 学生部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号及び第3号の事由により選考された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の実施及び解釈)

第8条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、教授会の議を経て学長が定める。

(改正)

第9条 この規程は、教授会において、構成員（休職中及び海外出張中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければ改正できない。

付 則

1 この規程は、平成7年4月2日から施行する。

2 この規程の施行に際し現に学生部長の職にある者は、この規程により選考された者とみなす。

付 則

この規程は、平成16年3月17日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。